

作成日 2011/6/6
改訂日 2024/3/20

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称 ZYM B試薬 - R1
製品コード 70493_10300_10400
供給者の会社名称 ビオメリュー・ジャパン株式会社
住所 東京都港区赤坂二丁目17番7号
電話番号 03-6834-2666
推奨用途 試薬
使用上の制限 推奨用途以外の用途へ使用する場合は専門家/化学物質専門家等の判断を仰ぐこと。

2. 危険有害性の要約 化学品のGHS分類

物理化学的危険性 引火性液体 区分3
健康有害性 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 区分2A
生殖毒性 区分1B
特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分1(視覚器 全身毒性 中枢神経系)
特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分2(呼吸器)
特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分3(麻酔作用)
特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(視覚器 中枢神経系)
上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しないか分類できない。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語 危険有害性情報

危険
H226 引火性液体及び蒸気
H319 強い眼刺激
H336 眠気又はめまいのおそれ
H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
H370 視覚器、全身毒性、中枢神経系の障害
H371 呼吸器の障害のおそれ
H372 長期にわたる、又は反復ばく露による視覚器、中枢神経系の障害

注意書き 安全対策

使用前に取扱説明書を入手すること。(P201)
熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。(P210)
容器を密閉しておくこと。(P233)
粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。(P260)
保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。(P280)

応急措置

ばく露又はばく露の懸念がある場合: 医師に連絡すること。(P308+P311)

保管

ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察／
手当てを受けること。(P308+P313)
特別な処置が必要である。(P321)
火災の場合：消火するために適切な消火剤を使用す
ること。(P370+P378)
換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこ
と。(P403+P235)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
メタノール	23.5%	CH ₃ OH	(2)-201	既存	67-56-1
ジメチルスルホキシド	76.5%	CH ₃ SOCH 3	(2)-1553	既存	67-68-5

4. 応急措置

吸入した場合

吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやす
い姿勢で休息させること。

ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡する
こと。

皮膚に付着した場合

皮膚又は髪に付着した場合、直ちに、汚染された衣
類をすべて脱ぎ又は取り除くこと。皮膚を流水又は
シャワーで洗うこと。

皮膚に付着した場合、多量の水と石鹸で洗うこと。
皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受け
ること。

ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡する
こと。

眼に入った場合

眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、
コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は
外すこと。その後も洗浄を続けること。

眼の刺激が続く場合、医師の診断、手当てを受けるこ
と。

ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡する
こと。

飲み込んだ場合

口をすすぐこと。

飲み込んだ場合、気分が悪いときは、医師に連絡す
ること。

ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡する
こと。

5. 火災時の措置

適切な消火剤

耐アルコール泡消火薬剤、二酸化炭素。

小火災では粉末消火薬剤、二酸化炭素、砂または土
が使用できる。

使ってはならない消火剤

棒状水。

火災時の特有の危険有害
性

燃焼ガスには、一酸化炭素などの有毒ガスが含まれ
るので、消火作業の際には、煙の吸入を避ける。

特有の消火方法

消火作業は、風上から行う。

周辺火災の場合に移動可能な容器は、速やかに安全
な場所に移す。

火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止
する。

関係者以外は安全な場所に退去させる。

消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置

消火作業では、適切な保護具(手袋、眼鏡、マスクなど)を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

作業には、必ず保護具(手袋・眼鏡・マスクなど)を着用する。

多量の場合、人を安全な場所に退避させる。

必要に応じた換気を確保する。

漏出物を河川や下水に直接流してはいけない。

情報なし

環境に対する注意事項
封じ込め及び浄化の方法
及び機材

二次災害の防止策

付近の着火源となるものを速やかに除くとともに消火剤を準備する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。

蒸気またはヒュームやミストが発生する場合は、局所排気装置を設置する。

取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。

容器を接地すること。アースをとること。

火花を発生させない工具を使用すること。

防爆型の電気機器、換気装置、照明機器等を使用すること。

静電気放電に対する予防措置を講ずること。

この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

取扱い後はよく手を洗うこと。

屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。

保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。

涼しい所に置くこと。

粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。

『10. 安定性及び反応性』を参照。

『10. 安定性及び反応性』を参照。

容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。

安全取扱注意事項

接触回避

安全な保管条件

保管

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
メタノール	200ppm	200ppm(260mg/m ³) (皮)	STEL 250ppm TWA 200ppm
ジメチルスルホキシド	未設定	未設定	未設定

	厚生労働大臣が定める濃度の基準	
	8時間濃度基準値	短時間濃度基準値/天井値
メタノール	未設定	未設定
ジメチルスルホキシド	未設定	未設定

設備対策

蒸気、ヒューム、ミストまたは粉塵が発生する場合は、局所排気装置を設置する。

取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。

保護具

呼吸用保護具

機器類は防爆構造とし、設備は静電気対策を実施する。
必要に応じて、適切な呼吸器用保護具を着用すること。

手の保護具
眼、顔面の保護具
皮膚及び身体の保護具

ニトリル製保護手袋を着用すること。
保護眼鏡、保護面を着用すること。
保護衣を着用すること。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態

液体

形状

データなし

色

無色透明～殆ど無色

臭い

データなし

融点／凝固点

データなし

沸点又は初留点及び沸点

189℃(推定)

範囲

可燃性

データなし

爆発下限界及び爆発上限 下限
界／可燃限界

データなし

上限

36.5%(推定)

引火点

35.0℃(推定)

自然発火点

データなし

分解温度

データなし

pH

データなし

動粘性率

データなし

溶解度

データなし

n-オクタノール／水分配

メタノール:-0.77

係数

ジメチルスルホキシド:-1.35

蒸気圧

データなし

密度及び／又は相対密度

1.03 g/cm³(推定)

相対ガス密度

データなし

粒子特性

データなし

10. 安定性及び反応性

反応性

本製品は、通常の使用、保管および輸送条件下では安定かつ非反応性である。

化学的安定性

通常の取扱条件において安定である。

危険有害反応可能性

一般的な使用条件下では、危険な反応は知られていない。

避けるべき条件

熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。

引火点を超える温度。

混触危険物質との接触。

混触危険物質

強酸化剤

アルカリ金属

イソシアネート

危険有害な分解生成物

危険有害な分解生成物は知られていない。

11. 有害性情報

急性毒性

経口

急性毒性推定値が5957.4468085mg/kgのため区分に該当しないとした。

経皮

急性毒性推定値が5000mg/kg超のため区分に該当しないとした。

吸入

(気体)

		GHS定義による気体ではない。 (蒸気) 急性毒性推定値が22500ppmのため区分5とした。 JIS Z 7252に採用されていないため区分5から区分に該当しないに変更。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。 (粉じん・ミスト) 急性毒性推定値が5.33mg/lのため区分5とした。 JIS Z 7252に採用されていないため区分5から区分に該当しないに変更。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。 危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。 眼区分2の成分合計が23.5%のため、区分2Aとした。
皮膚腐食性／皮膚刺激性		
眼に対する重篤な損傷性 ／眼刺激性		
呼吸器感作性		
皮膚感作性		
生殖細胞変異原性		
発がん性		
生殖毒性		
特定標的臓器毒性(単回 ばく露)		データ不足のため分類できない。 危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。 危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。 データ不足のため分類できない。 (生殖毒性) 区分1Bの成分が23.5%のため、区分1Bとした。 (生殖毒性・授乳影響) データ不足のため分類できない。 区分1(視覚器)の成分が23.5%のため、区分1(視覚器)とした。 区分1(全身毒性)の成分が23.5%のため、区分1(全身毒性)とした。 区分1(中枢神経系)の成分が23.5%のため、区分1(中枢神経系)とした。 区分2(呼吸器)の成分が76.5%のため、区分2(呼吸器)とした。 区分3(麻酔作用)の成分合計が23.5%のため、区分3(麻酔作用)とした。 区分1(視覚器)の成分が23.5%のため、区分1(視覚器)とした。 区分1(中枢神経系)の成分が23.5%のため、区分1(中枢神経系)とした。 動粘性率が不明のため、分類できないとした。
特定標的臓器毒性(反復 ばく露)		
誤えん有害性		

12. 環境影響情報

生態毒性	水生環境有害性 短期(急性)	短 (毒性乗率×100×区分1)+(10×区分2)+区分3の成分合計が0%のため、区分に該当しないとした。
	水生環境有害性 長期(慢性)	長 (毒性乗率×100×区分1)+(10×区分2)+区分3の成分合計が0%のため、区分に該当しないとした。
残留性・分解性		データなし
生体蓄積性		データなし
土壤中の移動性		データなし
オゾン層への有害性		データ不足のため分類できない。

13. 廃棄上の注意 残余廃棄物

廃棄の前に、可能な限り無害化、安定化及び中和などの処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。

内容物／容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託すること。

汚染容器及び包装

容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。
空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意 国際規制

海上規制情報

IMOの規定に従う。

UN No.

1992

Proper Shipping

その他の引火性液体(毒性のもの)

Class

3

Sub Risk

6.1

Packing Group

III

Marine Pollutant

Not applicable

Liquid Substance

Not applicable

Transported in Bulk

According to

MARPOL 73/78,

Annex II, the IBC

Code

航空規制情報

ICAO/IATAの規定に従う。

UN No.

1992

Proper Shipping

その他の引火性液体(毒性のもの)

Class

3

Sub Risk

6.1

Packing Group

III

国内規制

陸上規制

非該当

海上規制情報

船舶安全法の規定に従う。

国連番号

1992

品名

その他の引火性液体(毒性のもの)

クラス

3

副次危険

6.1

容器等級

III

海洋汚染物質

非該当

MARPOL 73/78 附属

非該当

書II 及びIBC コードに

よるばら積み輸送さ

れる液体物質

航空規制情報

航空法に従う。

国連番号

1992

品名

その他の引火性液体(毒性のもの)

クラス

3

副次危険

6.1

等級

III

緊急時応急措置指針番号

131

15. 適用法令 労働安全衛生法

第2種有機溶剤等(施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号)

労働安全衛生法(令和6
年4月1日以降)

労働安全衛生法に基づく
ラベル表示・SDS交付等
の義務対象物質(令和8
年4月1日施行予定分)

毒物及び劇物取締法
化学物質排出把握管理促
進法(PRTR法)

16. その他の情報 連絡先

参考文献

その他

作業環境評価基準(法第65条の2第1項)
名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条
第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9)
危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号)
名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条
の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)

メタノール(政令番号:560)

特殊健康診断対象物質・現行取扱労働者(法第66条
第2項、施行令第22条第1項)

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条
第1項、施行令第18条第1号～第2号別表第9)

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条
の2第1項、施行令第18条の2第1号～第2号別表
第9)

メタノール(政令番号:560)

皮膚等障害化学物質等・皮膚吸収性有害物質(安衛
則第594条の2第1項、令和4年5月31日基発053
1第9号、令和5年7月4日基発0704第1号・4該当
物質の一覧)

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条
第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9)

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条
の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)

ジメチルスルホキシド(政令番号:1035)

非該当

非該当

【問い合わせ先】

医療分野の方/代理店:0120-265-034

上記以外の方/代理店:0120-022-328

bioMérieux SDS(2023-09-14)

bioMérieux Package Insert(14574E-en-2020/04)

NITE-CHRIP(独立行政法人 製品評価技術基盤機構
化学物質総合情報提供システム)

JIS Z 7253:2019 GHSに基づく化学品の危険有害性
情報の伝達方法-ラベル, 作業場内の表示及び安全
データシート(SDS)

ezSDS

記載内容は、一般に入手可能な情報及び自社情報に
基づいて作成しておりますが、現時点における化学又
は技術に関する全ての情報が検討されているわけ
ではありませんので、いかなる保証をなすものではあり
ません。また、注意事項は、通常の取り扱いを対象と
したものです。特殊な取り扱いの場合には、この点の
ご配慮をお願いします。

【改訂履歴】

化管法対応済(R5.04施行分)

安衛法対応済(R6.04施行分)

住所変更(2025.12)